**法人名称**

**事業所名**

**計　量　管　理　規　定**

**目　　　　次**

**頁**

**第 １ 条 目　　的 １**

**第 ２ 条 計量管理責任者 １**

**第 ３ 条　　　 核燃料物質計量管理区域の設定 １**

**第 ４ 条　　　　　 受入れ、払出し及び廃棄に関する手続 １**

**第 ５ 条　　　　　 消費、損失等に関する手続　 １**

**第 ６ 条　　　　　 事故損失又は事故増加に関する手続 ２**

**第７条～第８条　 記　　録 ２**

**第 ９ 条　　　　　 報　　告 ２**

**附則 ３**

**（目　　的）**

1. **本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第６１条の８第１項の規定に基づいて、○○○○（以下「略称：○○」という。）における法律第６１条の３第１項の規定に定める国際規制物資の使用の許可を得た全ての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。**

**（計量管理責任者）**

**第２条　○○における核燃料物質の計量管理のために計量管理責任者を置くものとする。**

**２　○○における計量管理は、計量管理責任者の責任のもとに行う。**

**３　○○における計量管理責任者は、□□部□□課長とする。**

**（核燃料物質計量管理区域の設定）**

**第３条　○○における核燃料物質の計量管理を適切に行うために、核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）を設定する。**

**２　前項のＭＢＡは◇◇棟△階～室とし、その符号はK〇〇〇とする。**

**（受入れ、払出し及び廃棄に関する手続）**

**第４条　計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録するものとする。**

**（消費、損失等に関する手続）**

1. **計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月１回記録するものとする。**

**（事故損失又は事故増加に関する手続）**

**第６条　計量管理責任者は、不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の事故損失若しくは事故増加が生じた場合又は生じたとみなされる場合は、その都度数量を確定し、記録するものとする。**

**（記　　録）**

**第７条　計量管理責任者は、第４条、第５条及び第６条の記録を作成し、作成後１０年間○○に保存するものとする。**

**２　前項の記録には次の各号に定める事項を記録するものとする。**

**（１）在庫変動の日付**

**（２）在庫変動の原因又は理由**

**（３）受入れ又は払出し事業所名及びＭＢＡの符号**

**（４）供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む。）**

**（５）核燃料物質の種類**

**（６）核燃料物質の数量**

**第８条　計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月１回作成し、作成後１０年間○○に保存するものとする。**

**（報　　告）**

**第９条　　計量管理責任者は、法律第６７条第１項及び国際規制物資の使用等に関する規則（以下「規則」という。）第４８条第１９項の規定に基づく毎年１月１日から６月３０日までの期間及び７月１日から１２月３１日までの期間の報告書が当該期間の経過後１ヶ月以内に原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものとする。**

**２　　計量管理責任者は、事故増加が生じた際、規則第４８条第２７項の規定に基づく報告書が、当該事故増加が生じた月の翌月１５日までに原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものとする。**

**３　　計量管理責任者は、事故損失が生じた際は、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会へ連絡するものとする。**

**附則　本規定は、〇〇〇〇〇〇〇〇から施行する。**